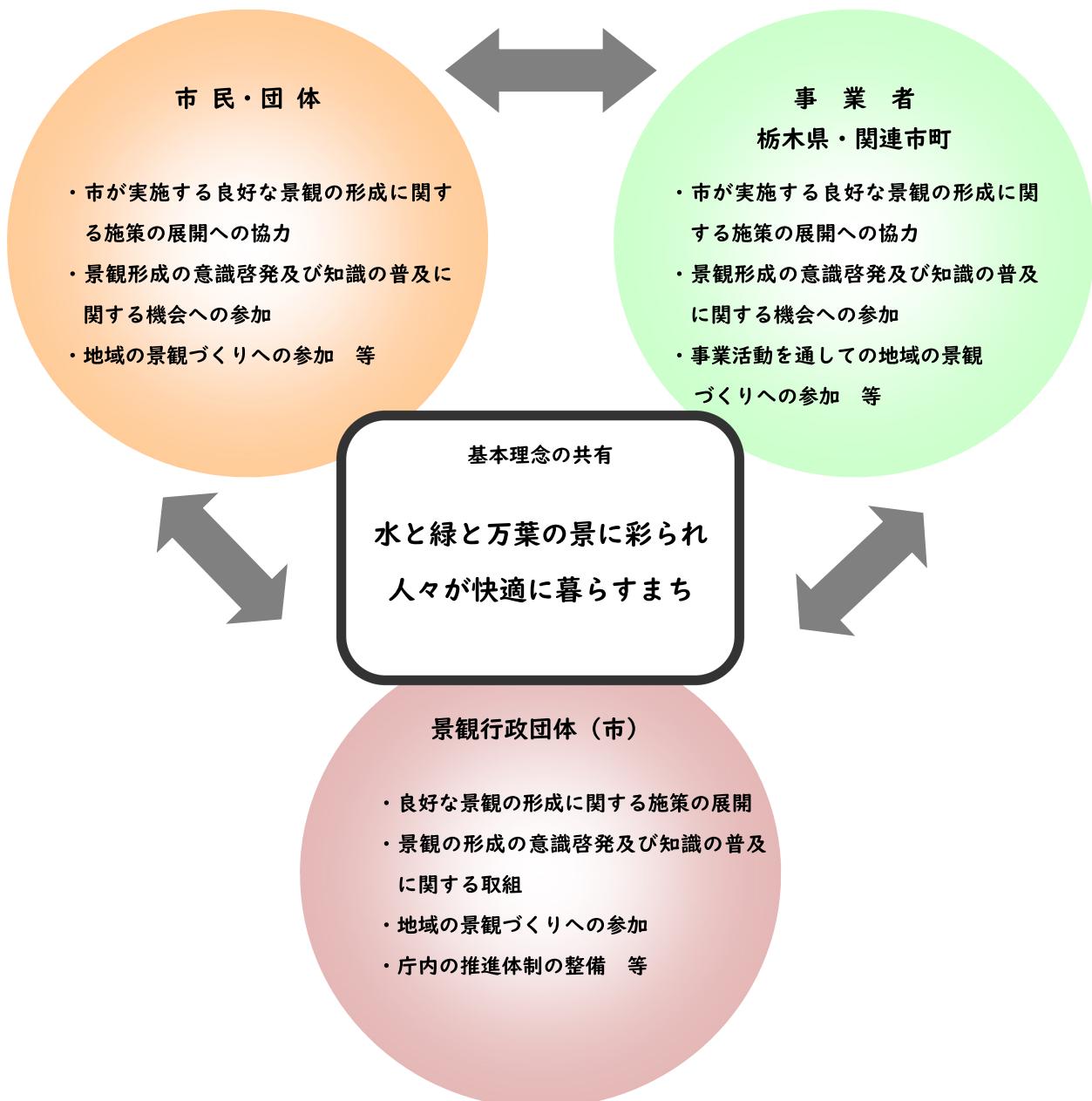


第Ⅱ章 実現化方策

I. 協働による景観形成

本市の良好な景観を実現するために、基本理念を市民や団体、事業者、景観行政団体である市が共有し、それぞれの果たすべき明確な役割のもと、景観形成を推進していきます。



2. 景観形成の推進方策

本市の良好な景観形成の実現に向けた方策は、届出制度や景観重要公共施設の整備の他、以下のような取組により推進していきます。また、市街地の整備状況や社会情勢の変化等に応じて、景観計画の見直しなども検討します。

2-1 景観形成のルールづくり

市全域ならびに地域の良好な景観形成にあたっては、本計画に基づいた景観形成のルールを定めた景観条例に基づき進めています。

また、本計画は、社会情勢や市民のニーズ等を考慮し、柔軟に見直しを図り、地域の景観の特性を際立たせた良好な景観を形成していきます。

2-2 景観形成の意識啓発や知識の普及

①計画の周知とシンポジウム等のイベント開催

本市の良好な景観を形成するための方針やその基準などを、広報やパンフレット、ホームページ等、様々な媒体を通して、市民や事業者に分かりやすく示していきます。また、シンポジウムやセミナー等を継続的に開催し、景観に関する情報や関連する取組事例等を紹介し、意識の高揚を図ります。

②表彰制度の実施

市民のまちづくりに対する意識の高揚及び建築活動の活性化を図ることを目的として、都市景観の形成、歴史及び文化の創造並びに建築水準の向上に寄与する建築物等や本市の良好な景観の形成に貢献しているまちづくり活動等を表彰する、「水と緑と万葉のまち景観賞」を引き続き実施します。

③景観まちづくりの学習の場の提供

次世代のまちづくりを担う児童や生徒が、身近な地域の景観に対する関心を抱き、自分たちの住んでいる地域に対して、愛着や誇りをもつ意識を育むことを目的に、景観まちづくりの学習の場を設けます。

④支援・助成制度の検討

地域や団体などが行う景観形成活動に対して、学識経験者やまちづくりの専門家等を「景観アドバイザー」として派遣し、出前講座や情報提供、専門的アドバイスを行う等、地域や団体による主体的な取組を支援します。

また、良好な景観形成に関わる団体への活動費用の助成や、道路等の公共空間の整備に合わせた沿道建築物等の修景に対する費用の助成について、地域の良好な景観の形成を後押しできるよう、助成制度の創設を検討します。

2－3 地域の景観づくりの推進

①生活マナーの向上と身近な景観づくり

道路や川にごみを捨てない、建築物や工作物に落書きをしない、違法駐輪をしない等、日常生活におけるマナーの向上やモラルの改善は、地域の良好な景観を築く前提となるものです。また、近所同士の生け垣づくり、会社や自宅の庭先、駐車場の掃除、ベランダや窓辺の緑化等は、家族や職場で取り組むことができる景観づくりの第一歩です。こうした身近な景観への取組を推進し、やがて地域活動、市域の取組へと波及していく効果を期待します。

②各団体の活動のバックアップ

良好な景観の形成に関わる地域で活動する団体に対し、情報の提供や物資の提供を行い、円滑な活動ができるようバックアップします。また、ワークショップ等を開催し、地域の景観について行政や各活動団体との情報の共有化を図ります。

③活動団体の認定制度の創設

地域の景観まちづくりを担う活動団体を認定する制度を設け、活動に関する情報提供や助言、その他必要な支援等について検討します。

④空家等対策

近年、利活用や除却されていない空家等が増加傾向にあります。空家等は、適切に管理されないと、草木の繁茂や建物の屋根材や外壁等の飛散等により周辺への悪影響や景観上の阻害要因にもなります。このため、現状の空家等の状態把握とともに、空家所有者等に対し、適切な管理や改善が常に必要であると認識されることが必要です。

また、空家等を除却することも管理の一つであり、所有者等に対して除却を促す取組が必要です。特に特定空家等に対しては、法や関係法令等に基づく措置を行うなど、特定空家等の解消に向け取り組みます。

⑤景観法の諸制度の活用

地域の景観形成に対する意識の高まりに応じて、地域の景観づくりに積極的に関わっていくことができる景観法の制度を活用します。

景観協議会（法15条）

地域の良好な景観を形成する上で、関係する市民、事業者、公共施設管理者、景観行政団体（市）等により組織される法定協議会を設置する制度。

景観協定（法81条）

地域の建築物、工作物、緑、看板等の景観に関する事項を定める自主的な協定制度。

景観整備機構（法92条）

景観形成活動を担う主体として公益法人や特定非営利活動法人（NPO）を、景観の専門家による情報提供、地域のコーディネート、景観重要建造物の管理等を活動目的として指定する制度。

住民提案制度（法11条）

土地の所有者やまちづくりNPO、公益法人等が土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合に景観計画の提案ができる制度。

2－4 庁内の推進体制の整備

①審議機関の設置と活用

本市の良好な景観の形成のために、助言、指導、審議する第三者機関として、学識経験者や専門家等で構成される審議機関（佐野市景観審議会）を設置し、調査審議を行ってきました。引き続き当機関を活用し、良好な景観の形成を推進します。

主な審議内容

- 景観計画の変更・見直しに関すること
- 景観形成重点エリアの指定に関すること
- 届出の審査内容に関すること
- 表彰制度に関すること
- その他、良好な景観の形成に関すること

②組織の連携強化と職員の意識啓発

庁内各部局と情報の共有や意見交換の場の設置等により連携を強化し、良好な景観形成に向けた施策に取り組んでいきます。

市職員は、講習会や研修などを通じて、景観形成に関する意識の向上や知識・技術の習得に積極的に努めます。また、各地域における景観まちづくりに関わり活動に積極的に参加し、地域の良好な景観づくりに関して、情報提供などを行うとともに、一市民としての立場から積極的な提案を行います。

③関連計画との連携

地域の磨き上げた景観は、来訪者に魅力的に映る観光資源であるため、観光推進基本計画や中心市街地活性化基本計画等の関連計画の取組と連携し、観光振興や定住促進等に繋がる景観の形成を図ります。

④公共事業にかかる景観形成指針の制定

栃木県公共事業景観形成指針の内容を参考に、公共事業にかかる景観形成指針の策定について検討します。

3. 関連法や諸制度との連携

本計画に基づき景観法を活用するとともに、地域の景観の特性に応じ、関連法や諸制度との連携を図り、本市の良好な景観を総合的に形成していきます。

根拠法	名称	建物の形態・意匠	建物の色彩	建物の高さ	歴史的建造物の保存	敷地内の緑化	屋外広告物	工作物	開発行為	自然景観の保全	無電柱化	國公・共 開河施 す川設 る事の道 景路観・ に公
景観法	景観計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	景観地区	●	●	●				●				
	景観協定	●	●	●		●	●	●				
都市計画法	地区計画	●	●	●		●	●	●		●		
	高度地区			●								
	風致地区	●	●	●		●		●	●	●		
建築基準法	建築協定	●	●	●		●						
都市緑地法	緑地協定					●		●				
屋外広告物法	栃木県 屋外広告物条例						●					
工場立地法						●						
歴史まちづくり法		●			●				●		●	●
文化財保護法	文化的景観							●	●	●		
	登録有形文化財 (建造物)				●							
	重要伝統的建造物 群保存地区				●							
農振法									●	●		
自然公園法	栃木県立 自然公園条例		●	●				●	●	●		
自然環境保全法	自然環境の保全 及び緑化に 関する条例			●				●	●	●		
森林法	地域森林計画 対象民有林								●	●		
電線共同溝の 整備等に関する 特別措置法											●	●
無電柱化法	(市町村) 無電柱 化推進計画										●	●

地区計画

地区計画は、良好な住環境を将来にわたり維持・保全する目的で、地区の特性に応じて、建築物の用途や形態、敷地の形状等に対する制限等、きめ細かいルールを定めることができます。

高度地区

高度地区は、建築物の高さの最高限度または最低限度を設定し、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図ります。例えば、低層の住宅地の環境を確保したい地区は、建物の高さの最高限度を定めることができます。

風致地区

良好な自然的景観を形成している地区的うち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めます。

地区内においては、建築物の建築、宅地造成、木竹の伐採などの行為についての基準が定められます。

建築協定

地域住民や関係者の同意のもと、建築基準法で定められた以上の基準を定め、互いに守り合うことを制度化したものが建築協定です。建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定とは異なり、締結するときは市の許可が必要となります。

緑地協定

緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の合意により、その区域における樹木等の種類、かきさくの構造などの緑化に関する事項について締結した協定です。

工場立地法

工場を周辺環境に配慮して適性に立地するため、敷地面積に対する生産施設の面積率、緑地の面積率、環境施設の面積率等の基準を定めた法律です。

歴史まちづくり法

正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」。歴史や文化を反映した活動とそれが行われる建造物や市街地とが一体となって形成している市街地環境を維持向上させ、後世に継承させることを目的としています。

文化的景観

文化的景観とは、景観法の制定に合わせて、文化財保護法の改定により設けられた制度で、地域における人々の生活または生業及び風土により形成された景観を文化財として位置づける制度です。

景観計画区域や景観地区内にある文化的景観のうち、都道府県または市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として文部科学大臣が選定します。

登録文化財制度

登録文化財は、平成 8 年の文化財保護法の改正によって新たに設けられた制度で、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」等について登録することができます。指定文化財とは異なり、外観を大きく変えなければ内部を改装・改造することができます。

農振法に基づく優良農地の確保

「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき、県が指定する農業振興地域を対象に、農業の振興を図るべき優良な農地を農用地区域として指定します。農振法では、農用地区域内の土地（農振農用地）は農業のために利用する土地と位置づけられ、原則として、ほかの用途への転用はできないものとされています。

栃木県立自然公園条例

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、県が条例の定めるところにより区域を定めて指定するものです。県立自然公園内における工作物の新築等、また土地の形状変更等の行為を行う場合は、事前に市長への許可申請、または届出が必要となります。

自然環境の保全及び緑化に関する条例

生物の多様性の確保やその他の自然環境の適正な保全及び緑化を総合的に推進することを目的として定めています。

保全地域においては、建築物等の新築・改築・増築、土地の形質変更、土石の採取、木竹の伐採等を行う場合は、事前に市町への許可申請、または届出が必要となります。

地域森林計画対象民有林

森林の資源や機能を保全し、健全で豊かな森林をつくることを目的とするもので、伐採しようとする森林が地域森林計画対象民有林に指定されている場合、市に対し伐採届を提出する必要があります。また、伐採面積が 1 ha を超える場合は林地開発行為となり、県の開発許可が必要になります。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

電線共同溝とは、電線の設置及び管理を行う二つ以上の者の電線を収容するための道路管理者が道路の地下に設ける施設を指します。道路管理者は、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、必要に応じて、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路を指定することができます。

（市町村）無電柱化推進計画

無電柱化の推進に関する法律に基づき、災害の防止や良好な景観の形成等を図るために、国が令和 3 年に無電柱化推進計画を策定しました。当該計画には、無電柱化の推進に関する基本的な方針や計画期間、目標、施策が定められています。市町村は当該計画を基本として、市町村無電柱化推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。